憲法　令７－７　肢ウ

第１．肢の結論

正しい

第２．「公の秩序をみだすおそれがある場合」の解釈

１．問題の所在

市民会館の使用を許可してはならない事由として条例には，「公の秩序をみだすおそれがある場合」との規定がある。何をもって，「公の秩序をみだすおそれがある場合」をすべきか，判断の基準が問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

会館における集会の自由（２１条１項）を保障することの重要性よりも，会館で集会が開かれることによって，人の生命，身体または財産が害され，公共の安全性が損なわれる危険を回避し，防止することの必要性が優越する場合に限定して解すべきである。したがって，肢は正しい。

（２）理由

確かに，「公の秩序をみだすおそれがある場合」としか，条例上にない。集会の自由は，２１条１項で保障されるが，絶対無制約ではなく，公共の福祉（１２条後段，１３条後段）により，制限をうける。

したがって，行政側が，公の秩序をみだす恐れがあると判断すれば，制約できるようにも思える。しかし，不当である。行政側に裁量を認めると，集会の自由への制限が強くなってしまうからである。

集会場における集会の自由は，現代民主主義社会において，国民が対外的に意見を表明するための有効な手段であり，集会場は，集会のための施設（パブリックフォーラム）である。したがって，集会を開催する自由は，特に，重要な人権として尊重されなければならない。

そのため，条例による制約も必要最小限の制約であって，性質上，許容されるものだからである。

したがって，「公の秩序をみだすおそれがある場合」と文理に沿って，解釈することは問題である。２（１）の結論にある通り，集会の自由（２１条１項）を保障することの重要性よりも，会館で集会が開かれることによって，人の生命，身体または財産が害され，公共の安全性が損なわれる危険を回避し，防止することの必要性が優越する場合に限定的に解釈することが，憲法の趣旨に沿うと考える。

以上